

銃砲刀剣類所持等取締法等に係る申請書等の提出部数等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年2月9日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

岩手県公安委員会規則第2号

銃砲刀剣類所持等取締法等に係る申請書等の提出部数等に関する規則を廃止する規則

銃砲刀剣類所持等取締法等に係る申請書等の提出部数等に関する規則（平成4年岩手県公安委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。